

令和6年白川町議会第2回定例会会議録（第1日）

1. 応招年月日 令和6年6月13日（木）午前10時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名者の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議員派遣について

日程第4 一般質問

日程第5

  承第4号 専決処分した事件の承認について

  専第2号 令和5年度白川町一般会計補正予算（第11号）

日程第6

  承第5号 専決処分した事件の承認について

  専第3号 白川町税条例の一部を改正する条例について

日程第7

  承第6号 専決処分した事件の承認について

  専第4号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う白川町固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8

  承第7号 専決処分した事件の承認について

  専第5号 白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第9

  承第8号 専決処分した事件の承認について

  専第6号 白川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について

日程第10

  承第9号 専決処分した事件の承認について

  専第7号 白川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について

日程第11

  承第10号 専決処分した事件の承認について

  専第8号 白川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について

日程第12

  承第11号 専決処分した事件の承認について

専第 9 号 白川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について

日程第 13

議第 21 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について

日程第 14

議第 22 号 町道小倉線橋梁架設工事請負契約の締結について

日程第 15

議第 23 号 黒川簡易水道柿反中配水池施設改良工事請負契約の締結について

日程第 16

議第 24 号 財産の取得について

日程第 17

議第 25 号 財産の取得について

日程第 18

議第 26 号 令和 6 年度白川町一般会計補正予算（第 1 号）

議第 27 号 令和 6 年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

3. 出席議員 1 番 田口守也君、 2 番 杉山哉史君、 3 番 伊佐治優君、  
4 番 三戸勝徳君、 5 番 佐伯好典君、 6 番 梅田みつよ君、  
7 番 今井昌平君、 8 番 渡邊昌俊君、 9 番 藤井宏之君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

|                |                |
|----------------|----------------|
| 町 長 佐伯正貴君、     | 副町長 安江章君、      |
| 教育長 鈴村雅史君、     | 総務課長 藤井充宏君、    |
| 庁舎整備室長 竹腰耕太郎君、 | 企画課長 渡口彰規君、    |
| 町民課長 長尾茂気君、    | 保健福祉課長 長尾ひろみ君、 |
| 農林課長 長尾弘巳君、    | 建設環境課長 三ツ石克明君、 |
| 教育課長 大岩裕樹君、    | 会計管理者 中村豊君     |

6. 職務のために出席した者

|             |           |
|-------------|-----------|
| 事務局長 安江宏行君、 | 書記 田口直子君、 |
| 書記 今井寧菜君    |           |

7. 会議の経過

（議長 9 番 藤井宏之）

議 長

おはようございます。

本日令和6年白川町議会第2回の定例会ということで、議員各位の皆様、また、執行部の皆さま方にご参集いただきまして誠にありがとうございました。

冒頭、ちょっと私事で恐縮ですが、今日マスクをしておりますけども、ここちょっと体調が悪くて、咳をし始めると咳が止まらないという状況でして、2日ほど前にPCR検査を受けましたが、陰性だということですのでよかったなと思っておりますけども、会議中、もし咳等でご迷惑をおかけするかもしれませんけどもよろしくお願いいたします。

まず、今日もちっとはっきりしない天気なんですけど、ここちょっと少し梅雨入りが遅れているような状況でもありますけども、もう例年ですと昨年は5月の終わりに梅雨に入っていましたね。思い浮かべれば、6月の1日頃また7月の1日頃には梅雨と台風による線状降水帯が発生して特に白川町の東側、黒川もそうですけど、黒川、切井そして、中津川、恵那方面でそうした豪雨災害が発生しました。そういった時期に入りましたので、ぜひこうした自然災害に対する皆様方の構えも十分していただきたいなというふうに思っております。

また今いろいろ新聞紙上いろんな大騒ぎがあるわけですが、あと1週間もしますと東京都の知事選が告示されます。マスコミ報道によりますと、40人以上が立候補されるっていうふうにお聞きをしておりますけども、1つの国政の先を見るにしても大事な東京都の都知事選挙じゃないかなというふうに思います。この動きにつきましては、それぞれ注視して見ていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。会議にあたり、冒頭のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

#### 議 長

本日の会議中、CCネットによる中継録画を許可しておりますので、ご承知おきください。

#### 議 長

ただいまの出席議員は全員であります。よって会議は成立しました。

#### 議 長

ただいまから令和6年白川町議会第2回定例会を開会します。

会議に先立ち、事務局長をして諸般の報告をさせます。事務局長。

(事務局長 安江宏行君)

#### 事務局長

令和6年3月25日、第2回臨時会以降の諸般の報告をした。

なお、地方自治法施行令第145条第1項の規定による報第2号 一般会計の継続費繰越計算書、同法施行令第146条第2項の規定による報第3号 一般会計の繰越明許費繰越計算書、報第4号 令和5年度簡易水道特別会計の繰越明許費繰越計算書、報第

5号 令和5年度白川町地域振興券交付事業特別会計の繰越明許費繰越計算書について、町長から議長に報告されましたので、その写しを、また、地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社白川町農業開発、株式会社美濃白川クオーレの里、有限会社てまひまグループ、有限会社白川野菜村チャオ、株式会社佐見豆腐豆の力、一般社団法人美濃白川楽集館の6つの法人から、令和5年度事業報告および収支決算書が提出されましたので、その写しを、続いて、令和6年3月28日、4月26日、5月28日に執行されました、例月出納検査の結果が監査委員から議長宛てに報告されましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

**議 長**

ただちに本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名者の指名

**議 長**

日程第1「会議録署名者の指名」を行います。

会議録署名者は、白川町議会会議規則第119条の規定により、議長において、

7番 今井昌平君、8番 渡邊昌俊君を指名します。

◇日程第2 会期の決定

**議 長**

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

**議 長**

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から18日までの6日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議 長**

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から18日までの6日間と決定しました。

**議 長**

ここで、町長から発言の許可を求められていますので、これを許します。町長。

（町長 佐伯正貴君 登壇）

**町 長**

令和6年白川町議会第2回定例会の開会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

懸案であった新庁舎の建設も始まり、町民の方からも「始まったね」と声をかけていただくようになりました。資材費、労務費の高騰で、当初の予定より建設費用が嵩むこと

になりましたが、令和8年の開庁を目指し、進めてまいります。まだまだ詰めなければならないことが多々ありますが、その都度ご協議させていただきますのでよろしくお願いいたします。

5月の出納閉鎖を終え、令和5年度の決算が完了しました。一般会計では、実質繰越額が3億円ほどとなり、前年よりは少ないですが、令和6年度における当面の一般財源が確保でき、ほっとしております。しかしながら、議員各位にもご心配いただいているように、今後は、学校建設、水道事業の維持など、多くの財源を必要とする課題が満載です。税収の伸びは期待できない中、財政運営は慎重に行っていく必要があると考えます。

さて、人口戦略会議が10年ぶりに発表した消滅可能性自治体の報道では、県内で白川町の減少率が最も高く6月の選挙人名簿登録者数でも、前回からの減少率がトップとの報道がなされました。よくないランキングには加茂東部3町村がいつもランクインしてしまいます。

他の町村の首長さんとの話の中では、この「消滅可能性自治体」というネーミングが及ぼす印象が悪く、風評被害のようにその自治体によくないイメージを与えるのではとの意見がありました。国や報道機関も当たり前のようにこの言葉を使われますが、その及ぼす影響についても少し考えて欲しいところです。

県内で唯一「自立持続可能性自治体」となった美濃加茂市ですが、10年間の人口を見てみますと、全体の人口は2,200人ほど増加しているものの、外国人登録者数も2,000人増えています。外国人の割合は7.2%から10.5%になっており、将来的に不安定要素がかなりありますし、学校など外国人の方への対応も大変であろうと思います。

今回の推計による白川町の人口は、2040年に4,300人、2050年に3,000人というもので、前回の推計では、2050年に4,000人でしたので、10年近く早まった感じもしますが、ここ数年の減少状況からしても十分考えられる数値かと思います。

いずれにしても、一行政の施策だけでは止められない国レベルでの人口減少ですが、このまま進むとした場合、将来の年金などの社会保障をどうしていくか、政府も現実を直視して検討していただく時期ではないかと思います。

6月8日の日本農業新聞に掲載をされておりました、明治大学の小田切教授先生の記事でございますが、少しでも紹介をさせていただきます小田切先生は職員がたくさん行っております地域リーダー養成塾の講師でもありましたし、本町へも何度かお見えになっております。

現在は総務省の過疎の審議会もやっておられますし、そういった方の記事でありましたけれども、この人口減少対策についてのお話が載っておりました。

この人口の減少対策というものには、人口減少の緩和策とそれから適応策の2つがあるということです。この両者でございませうけれども、適応というところは、人口が減ってきて自治体自体が運営ができるかという策でありますし、緩和策については、人口減少そのものをくい止めるというものでありますけれども、その両者がうまくバランスをとっていくことが必要であるということでした。

これから関係人口などによる過疎とはいうものの「賑やかな過疎」というものを作り出して、人口が減少してもそこに住み続けられることがそういう地域の力を生んでいくというようなようでもございましたので、ご紹介をさせていただき、私の個人としての町政の運営に参考にさせていただきたいなと思いましたのでご紹介いたしました。

それでは、本定例会に提出いたしました諸議案についてご説明申し上げます。本定例会に提出いたしました議案は、専決処分した事件の承認について8件、規約の一部改正について1件、工事請負契約の締結について2件、財産の取得について2件、令和6年度一般会計補正予算（第1号）1件、令和6年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）1件の、合わせて15件を上程しております。

承第4号は、専決処分をしました令和5年度白川町一般会計補正予算第11号について承認を求めるものでございます。この補正は、5億円を追加して、補正後の予算総額を6億7,256万円としたもので、地方譲与税、地方交付税等歳入の確定に伴う調整と、各基金への積立てなどを行っております。

承第5号から承第11号までは、専決処分をしました条例の全部改正及び一部改正について承認を求めるものであります。承第5号は、白川町税条例の一部改正、承第6号は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う白川町固定資産税の特例に関する条例の一部改正、承第7号は、白川町国民健康保険税条例の一部改正で、地方税法等の一部を改正する法律及び不均一課税に伴う措置の適用に係る省令の一部を改正する省令の施行に伴い、それぞれ所要の改正を行っております。承第8号は、白川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を、承第9号は、白川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を、承第10号は、白川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を、承第11号は、白川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を、それぞれ国の基準が改正されたことに伴い、合わせて条例の中で国の基準と同様な部分は、国の基準に準拠する規定とし、全部改正を行うものであります。

議第21号は、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正で、マイナンバー法改正により、広域連合の行う事務中、別表に定める市町村において行う事務の規定の文言

を改正するものであります。

議第22号、議第23号は、工事請負契約の締結であります。町道小倉線橋梁架設工事、黒川簡易水道、柿反中配水池施設改良工事の請負契約の締結について、それぞれ議決を求めるものであります。

議第24号、議第25号は、財産の取得であります。購入から15年経過したスクールバスと、購入から29年経過した給食センターの真空冷却機の更新についてそれぞれ議決を求めるものであります。

議第26号は、令和6年度白川町一般会計補正予算（第1号）であります。今回の補正では、1億6,100万円を追加して、補正後の予算総額を77億7,400万円とするものです。総務費では、能登半島地震の職員派遣にかかる経費、老朽空家等除去事業補助金、定額減税・児童手当等の改正に伴う内部システム改修費、新庁舎建設に係る記録動画の制作費等を追加、民生費では、物価高騰対応支援給付金、定額減税調整給付金、児童手当制度の改正に伴う児童手当システム改修費、黒川デイサービスセンター気楽園のエアコン改修費を追加、

衛生費では、新型コロナウイルスワクチンの高齢者等定期接種化に伴う経費を追加、農林水産業費では、農作物被害防止事業補助金、県営経営体育成基盤整備事業補助金、里山林整備事業委託料を追加、商工費では、道の駅施設整備事業補助金を追加、教育費では、スクールサポートスタッフの設置に伴う経費、白川中学校の校舎維持修繕工事費を追加、また、各課、各事業に係る会計年度任用職員の採用状況にあわせ人件費の補正を行ったほか、当面必要な事業について補正をお願いするものであります。

歳入予算については、国庫補助金として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、子ども・子育て支援事業費を、県補助金としては老朽空家等除去事業補助金、県営経営体育成基盤整備事業補助金、里山林整備事業費、スクールサポートスタッフ設置事業費を、諸収入として新型コロナウイルスワクチン接種費助成金などをそれぞれ追加計上したほか、令和5年度からの繰越金を追加して収支の均衡を図りました。

議第27号は、令和6年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）で、社会保障・税番号制度システムの変更に伴うシステム改修委託料60万円を追加し、補正後の予算総額を10億1,260万円とするものであります。

以上、今定例会に提案いたしました諸議案についてその概要を説明してまいりましたが、詳細につきましては、議事の進行に従いまして補足説明を申し上げたいと存じます。幸いにして、議員各位のご賛同により議決を賜りますならば、全力を傾注して的確な執行を図って参る所存であります。何卒、議員各位の一層のご理解と町民各位の絶大なるご協力を賜りますよう切にお願い申し上げ、私の説明を終わらせていただきます。

#### ◇日程第3 議員派遣について

議 長

日程第3「議員派遣について」を議題とします。

**議 長**

お諮りします。

議員の派遣については、白川町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配布しました派遣案のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議 長**

ご異議なしと認めます。

よって議員派遣につきましては、別紙、派遣案のとおり決しました。

**議 長**

お諮りします。

本派遣案の記載事項に変更等が生じた場合の修正を議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議 長**

ご異議なしと認めます。

よって記載事項に変更等が生じた場合の修正は、議長に一任いただくことに決定しました。

#### ◇日程第4 一般質問

**議 長**

日程第4「一般質問」を行います。

今回の定例会には3名の通告がありますので、通告順にこれを許します。

なお、一般質問については、申し合わせにより、大項目ごとにまとめて質問する一括方式と、小項目ごとに質問する一問一答方式の選択制としております。一括方式の質問回数は、一つの件名ごとに3回まで、制限時間は答弁を含め1時間以内とします。一問一答方式は、質問回数に制限はなく制限時間は質問のみで30分とし、執行部には反問権を認めております。また、再質問の内容は、答弁に対する範囲を超えないことと、通告内容以外の質問等はしないようにお願いします。簡潔明瞭に質問・答弁されるよう申し添え、円滑なる議会運営にご協力くださるよう、お願い申し上げます。

**議 長**

6番 梅田みつよ君。

（6番 梅田みつよ君）

**6 番**

皆さんおはようございます。

日に日に暑さが増しておりまして、熱中症や梅雨などという言葉が聞かれるようにな



りました。梅雨に入りましても、熱中症には十分気をつけて、皆さんもお過ごしいただきたいと思います。本日もトップバッターということで元気にやって参りたいと思います。よろしくお願いします。

議長より発言を許されましたので、質問に入らせていただきます。

まず一つ目の質問でございます。

現在、特定外来種として、花盛りを迎えているオオキンケイギクは、みなさんも気をつけてみていただくと、町内のあちこちに生息しております。これは、北米原産で5－7月に黄色の花をつけ、パット見はマーガレットのような形態をしております。強靱のため在来の雑草を駆逐し景観を一変させます。とても綺麗に咲いているので、一瞬見とれてしまいますが、平成18年に外来生物法によって特定外来生物と認定され、栽培、販売、野外に放つことが禁止されております。うちの庭にも知らないうちに株ができており、先日駆除しましたが、その他の外来種もあり、毎年、大きくならないように戦っております。今後、こういった繁殖力の強い外来植物が駆除できなくなることは住民にとっても不安の種でもあります。

このキクの他、代表的なもので、アレチウリがあります。また、外来種ではセイタカアワダチソウ、いわゆるブタクサなんですけれど、これはアレルギーを引き起こす性質があります。動物や害虫も困ったものではありませんが、こういった外来種は生態系のバランスを壊すとされていますので、本町でも、見つけたら駆除をしていかなければならないものであると考えます。

このオオキンケイギクを例にあげて話を戻しますが、多年草のため、株が残ると生えてくるので根こそぎ駆除しなければ意味がないとされています。それが、すぐに駆除できる場所は良いのですが、民家や空き家あるいは急斜面などにあると、安易に人や他人が立ち入れない状況もあります。また、除草剤を使えばよいということもあるかもしれませんが、今、田んぼや畑がこれからという時でもあり、一定の除草剤が、土地や川に流れこむことを考えると現代社会においては適切ではないのだろうと思っております。

ここから5つに細かく分けてですけれど質問します。

まず1つ目ですけれども特定外来生物の駆除についての認識や駆除方法など、町から一定の情報は出されているでしょうか。

**議 長**

質問が終わりました。答弁を求めます。建設環境課長。

(建設環境課長 三ツ石克明君。)

**建設環境課長**

それでは6番梅田議員からのご質問について答弁させていただきます。

オオキンケイギクは、国が指定する特定外来生物で、平成30年の加茂地域の調査では、美濃加茂市、坂祝町、川辺町に生育が確認されました。それから数年が経過し、現

在では白川町の一部でも生育が確認されるようになりました。

オオキンケイギクは駆除しなければならない外来生物であると認識しています。町のホームページで紹介しているほか、詳しくは岐阜県や環境省のホームページで情報提供をしています。以上です。

**議 長**

答弁が終わりました。再質問ありますか。

（6 番 梅田みつよ君。）

**6 番**

再質問はございません。次の質問ですが、今自治会ごとに美化作業などが行われておりましたが、終わった所が多いとは思いますが、今後のこともありますので、各自治会に対して駆除を進めることなど、しっかり啓発していくことはできるのかお伺いします。

**議 長**

質問が終わりました。答弁を求めます。建設環境課長。

（建設環境課長 三ツ石克明君。）

**建設環境課長**

以前より、広報誌などで周知を行ってきましたが、あまり関心がないように感じています。町内どこの地域に生育しているかなど、情報を得ながら、引き続き啓発したいと考えています。

**議 長**

答弁が終わりました。再質問ありますか。

（6 番 梅田みつよ君。）

**6 番**

それは、どんな方法でやっていきたいと考えていらっしゃるのかお伺いしてもよろしいですか。

**議 長**

質問が終わりました。答弁を求めます。建設環境課長。

（建設環境課長 三ツ石克明君。）

**建設環境課長**

はい、特に自治会とか、農業の関係の団体、そちらを通して啓発の方に努めたいと思っています。

**議 長**

答弁が終わりました。再質問ありますか。

（6 番 梅田みつよ君。）

**6 番**

すいません、3つ目の質問に参ります。こちらの方ですけれども、担当課の方に確認したところ、駆除したものは燃えるゴミに出してもらおうということでございましたけれどもこの方針は今後も同じでしょうか。

**議 長**

質問が終わりました。答弁を求めます。建設環境課長。

(建設環境課長 三ツ石克明君。)

**建設環境課長**

はい今後もその方針です。

駆除方法につきましては、環境省から示されており、根こそぎ駆除しその場でゴミ袋等に保管し、町の燃えるゴミとして焼却することとなっております。

**議 長**

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(6番 梅田みつよ君。)

**6 番**

4つ目の質問に参りますけれども、それでは、自己所有の土地ですね、各自が駆除してその処理をするということでよいというふうに認識しておりますけれども、仮にですね、ボランティアで行ったとして、町有地ですとか、または空き地などをですね、任意で駆除したものを、個人の燃えるゴミで出しているとかかなりの量になるということもありますが、それに対して、例えば簡単に手続きができて、現物支給で例えばゴミ袋等を町が支給していただけるような制度がありますと、作業する側も助かると思いますが、そのお考えはないか伺います。

**議 長**

質問が終わりました。答弁を求めます。建設環境課長。

(建設環境課長 三ツ石克明君。)

**建設環境課長**

今のところ、ゴミ袋の現物支給や、代金の支給は考えておりません。

各自治会に交付しております、自治会運営交付金や、各地域で活用している多面的機能支払交付金で対応していただきたいと考えております。

**議 長**

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(6番 梅田みつよ君。)

**6 番**

ございません。

そういった自治会交付金などで対応していただきたいということも、併せて啓発のときに伝えていただけると良いのかなというふうに思っております。

5つ目の質問でございます。

ある市では、森林環境税ですね、いわゆる森林環境譲与税のことですけれども、それを活用して、危険箇所は専門事業者に依頼して駆除しているという自治体があります。自治体の作業班では行えないなというふうに判断した危険箇所について、自治会が環境係に例えば申請式でですね、駆除を依頼していくようにはならないのかなというふうに思っております。

これはうちの町でも、人口や作業できる年齢と対する自然の割合がちょっと逆転してきているように思いますので、自治会の美化作業やPTA、あるいはボランティアで賄えない場所は町が環境を守るために交付されている税金を活用するということは間違っていないのではないかと思いますので、そういった駆除が進むように今後検討していいかどうかと考えますがその点はいかがでしょう。

**議 長**

質問が終わりました。答弁を求めます。建設環境課長。

(建設環境課長 三ツ石克明君。)

**建設環境課長**

議員のご質問の中で少し訂正させていただきたい部分がございます、森林環境税を活用とされておりますけれども、こちらにつきましては、岐阜県の清流の国ぎふ森林環境税というものでございまして、森林環境譲与税とは別ということで、よろしくお願いいたします。

それでは、近隣市町村では、可児市が清流の国ぎふ森林環境税を活用して、オオキンケイギクの駆除を実施しております。可児市では、地域活動では処分できないほど大規模に繁殖をしていたため活用したと聞いております。

町におきましては、この森林環境税の活用の他、他市町村の事例なども含め調査検討していきたいと考えています。しかし、地域活動で対応できなくなるほど大規模になる前に地域住民一人一人が関心を持って駆除することが大切ですので、引き続き広報などでの啓発に努めたいと考えています。

**議 長**

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(6番 梅田みつよ君。)

**6 番**

再質問ございません。

質問から1週間程度経過しておりまして、そろそろ種子が出てきている状況になりますので、やはり拡大防止っていうのはしていかなければならないなというふうに思っておりますので、引き続きお願いをしていきたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

第2項目として、介護認定制度のあり方について質問をいたします。

愛知県市長会では、令和6年4月に介護認定制度のあり方について、国に要望していることがあります。それは市長会での議案の内容を参考資料として添付させていただいております。私からは割愛したものを一部読み上げながら、本町の現状に沿って質問してまいります。

その議案の内容ですけれども、岡崎市の例で介護認定を受ける際ですね、新規の方が3割、区分変更といいまして、状況が変わったときに出来るものが1割、残りの6割は更新です。2040年に向けて、高齢者の増加が進む中、更新申請と認定というのは、やはり増加することが見込まれます。それに伴う認定調査が今以上に困難な状況が予測されます。申請から30日以内に認定結果を通知しなければならないとされていますが、調査員の不足ですとか、調査員の担うですね、職員の高齢ですとか、調査の長時間化によりですね、多くの自治体において通知まで約40日を要しております。更新中に、有効期限を過ぎてしまうことにより、様々なサービスへの影響が見られ、暫定サービスというものを利用することになります。必要を要しない更新申請の廃止や簡素化を要望します。というような内容でございます。これは、愛知県のみならずですね、本町においても県やあるいは国へしっかりと要望していく内容ではないかと考えております。

私は議員でありますけれども、現役のケアマネージャーでございます。認定調査員とか、高齢者調査も行ってきました。状態の変化のない場合は有効期限が延長するということは見込まれるんですけれども、確かに調査員をしていて、更新が必要なのかなということを疑問に抱くことも多々あります。

これは多くのといいますと語弊があるかもしれませんが、調査員の人が同様の思いをしているのではないかと、ということをおもひまして、4つの点に分けて質問をさせていただきます。

まず町の調査員は何名で対応していらっしゃるのでしょうか。

**議 長**

質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 長尾ひろみ君。)

**保健福祉課長**

それでは6番梅田議員の介護認定制度のあり方についてのご質問にお答えします。

まず町の認定調査員の人数ですが、令和6年現在は13名となっております。

内訳としまして、町職員として4名、その他居宅介護支援事業所の9名の方に調査員として委託をしております。

**議 長**

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(6番 梅田みつよ君。)

## 6 番

次の質問です。

2つ目の質問ですけれども、本町における介護認定は申請からどの程度の期間を要しているのでしょうか。

### 議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 長尾ひろみ君。)

### 保健福祉課長

本町におけます、介護認定の申請から認定までの期間ですが、平均を出しますと議員が言われたように約40日となっております。これは申請をされましてから、主治医意見書作成のため医療機関受診が遅い場合なども含めた平均になります。実際本町の昨年度のデータでは、新規申請が出された場合、認定調査までに平均8.2日を要しており、主治医意見書作成のための受診がスムーズにされた場合は、介護保険法において定められている30日以内には認定結果の数値ができていますと考えるます。

また、申請の内容ですが、昨年度の状況は新規申請が3割、区分変更が2割、更新申請が5割となっております。

### 議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(6番 梅田みつよ君。)

## 6 番

はい、ございません。丁寧に調べていただいてありがとうございます。

調査員を兼ねるケアマネジャーの人数というのは、充足していると言えるでしょうか。

### 議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 長尾ひろみ君。)

### 保健福祉課長

調整委員を兼ねるケアマネジャーの充足については、その時期の事業所の体制によっては十分ではないと言えるのではないかと思います。

昨年度の認定調査体制では新規と区分変更に係る調査は、町職員が中心になって対応しており、更新に係る調査を中心に町内の居宅支援事業所、つまりケアマネジャーに委託をしています。全調査のうち約6割強が町職員、そして4割弱が委託で実施しているという状況になります。事業所により委託不可能な状況が発生した場合は町または他の事業者の実施を調整しています。

### 議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

( 6 番 梅田みつよ君。 )

## 6 番

4 つ目の質問に参ります。

要支援認定は、ケアマネジャーの担当を 2 名で 1 名というカウントでしておりましたけれども、このたびの介護保険の改定により、要支援者が 3 名で 1 名のカウントとなっております。これは担当件数が多く持てるようになったというふうな解釈になっております。しかしながら本町はやはり広い面積を持ち、高齢化が進んでいるため介護認定が遅れますと、適切な介護サービスが迅速に提供できない可能性もはらんでおります。

私は愛知県の市長会が良いところに目をつけてくれたなというふうに考えておりまして、本町は、岐阜県の中でも高齢化が最も進む自治体であると認識をしていただいておりますので、提案するならば町村長会とかそういったところになるんだろうと思いますけれども、ぜひこの点はですね、県を通じてしっかり国への要望事項として取り上げていただきたいと考えておりますけれども、その点はいかがでしょうか。

## 議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。

( 保健福祉課長 長尾ひろみ君。 )

## 保健福祉課長

はい、議員が言われますように介護認定が遅れることは望ましいことではないと思います。

この介護認定は公正にサービスの利用の必要度を判断するものであり、議員が不必要な更新申請についてと言われるように、状況により介護の度合いに変化がある場合は、何らかの方法で再認定をする仕組みが必要になると思います。その点に配慮しながら不必要な更新申請手続きの廃止に向けた制度の見直しについて要望していきたいと思います。

また町議会を通して、ご要望いただけましたらと思いますのでよろしくお願いします。

## 議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

( 6 番 梅田みつよ君。 )

## 6 番

いえ、ありがとうございます。

今ですね、介護保険の検討会では、訪問介護の生活支援を保険から切り離すというような検討はもう出ておりまして、まだこれ決定ではございませんけれども、そうなるだろうというふうにもし予測するならばですね、ますます本町の生活を支える仕組みですとか、関係する職員が減少していくという可能性もすごく危機的に感じております。

そのため利用者さんであったり、ご家族さんであったり、関係者の負担をなくしていくためにもですね、誰のための、何のための更新制度なのかという点についてやはりこの課題をですね、私も今全国にケアマネジャーを紡ぐ会っていう任意団体がありまして、会員が4,000人ぐらいおりまして、この度私も役員になりましたので、こういった会も通じてですね行政の方からも、またこういった私達のような任意団体からもですね、こういった点をしっかり投げかけていきたいなというふうに思っておりますので、その点よろしくお願ひしますということで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

**議 長**

6番 梅田みつよ君の質問を終わります。

**議 長**

次に、3番 伊佐治優君。

(3番 伊佐治優君。)

**3 番**

はい、それでは議長からお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今月3日の早朝、緊急地震警報には多くの方が驚かれたと思います。震度5強の揺れを、石川県の輪島市と珠洲市で震度5弱を能登町で観測しました。また震度4の揺れを、石川県七尾市と穴水町、それに新潟県上越市や長岡市など新潟県の上越地方と中越地方で観測しております。

今年1月に続いての警報で朝のテレビ放送に釘付けになってしまいました。

さて第1回定例会の一般質問で三戸議員の質問でありましたが、木造住宅の耐震化について再度お尋ねいたします。

現在の白川町建築物等耐震化促進事業補助額は最大で120万円とされております。

三戸議員の質問や総務課長の答弁にもありましたが、耐震補強工事にかかる費用を考えるとかなりの高額になり、工事の実施には躊躇することは理解するところでございます。

先日のNHKの「クローズアップ現代」で耐震補強の特集を放送していました。

能登半島地震で影響を受けた住宅を調査すると、旧耐震基準の住宅や新耐震基準の住宅が地震の影響を受けているのに対し、2000年耐震改修した住宅は今回の地震を受けても強く、改めて補強工事の必要性を報道し、多額の費用が必要となる耐震工事の低コスト化に繋がる工法についても紹介をしていました。

また、現在申請主義である木造住宅の耐震診断について診断費用が無料であることから行政からの診断への積極的な働きかけを進め、低コスト工法を採用し、工事を進めることで耐震化率の向上を目指すことを勧めていました。



白川町も耐震診断件数、耐震工事とも低調という答弁でしたが、無料となる耐震診断の実施を進め、診断後の工事については、関係団体と低コストでの実施を検討され、町の広報で広く事業周知を検討されてはどうかと思いますがいかがでしょうか。

またこれとは別に耐震シェルター設置の補助金も創設されてありますが、現在のところ申請書がないというとのことでした。周知の低さ対象者の絞り込み、部屋の中に部屋を作るとの感覚が受け入れなかったとの答弁でした。

今後予想される南海地震では、白川町では震度が5弱から5強と書いていますが、もうちょっと強かったと思いますけど、かなりの揺れが予想されています。能登半島地震の被害状況を考えると、木造住宅の耐震工事は待ったなしの状況ではないかと思います。

そのため部分的な耐震として、いつも使う一部の部屋を耐震シェルターとして補強することで守れる命がたくさんあると思います。先の低コストの工法を使うことにより、工事費を低く抑え、補助額範囲内に収まる可能性もあります。この補助事業を有効に活用できるよう周知はもちろん、工事内容によっては補助額の引き上げが必要かと思います。両事業を組み合わせ、早期に耐震化率の向上を目指すようお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

#### 議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君。)

#### 総務課長

それでは3番議員の住宅の耐震に関する質問に答弁いたします。

初めに耐震診断と耐震補強工事について説明いたします。耐震補強工事の補助を受けるには、建築年度が古く、明らかに耐震補強が必要な場合でも耐震診断を受けて耐震性を確認する必要があるがございます。この耐震診断は無料で受けることができます。ただし、昭和56年以降に増改築をしていると対象にならない場合もあるので注意が必要です。

本町では、今年度の無料耐震診断の申請は現在のところ1件となっております。工事のための耐震診断であります。元旦の能登半島地震以降、住宅の耐震化に関する意識は高まっているものの工事費や、工事の手間を考えると躊躇される方が多いのではないかと思います。

この事業は、リフォーム費用除いて200万円程度の耐震補強工事をした場合、国、県、町合わせて最大で120万円の補助があるというものでございますが、実際には、工事費用はさらにかかるものと思われます。県によると、平均でも350万円となっておりますので、伝統工法の古い住宅の場合は、個人負担は相当大的な額になると思われます。耐震補強は将来の地震災害から生命と財産を守るため必要かつ重要な投資ではありますが、特に高齢者世帯では、高齢者がいない建物の改修に必要性を感じない場合や老後の資産運用が不安で、工事費用を出すのをためられる場合もあると思われます。補助額

の引き上げは、耐震化の促進に有効な手段ではありますが、多額の自己負担がネックで、工事を躊躇されている方に町単独事業で10万円程度の上乗せ補助をしてもその方の気持ち、工事实施へと傾くとは考えにくく、おそらく50万円、100万円といった補助額を期待されているものと思います。

そうなりますと、1件あたりが高額になるため、町の財政的に多くの希望を叶えることが難しくなります。このような事情により、町単独の上乗せ補助ではなく、国、県に対し補助額の引き上げなど、制度の拡充を要望してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続いて、議員ご提案の無料耐震診断の勧めと広報の周知についてでございますが、現状のままで、耐震診断を進めても耐震改修の実施には繋がらないと考えております。そこで、町内全戸を対象にアンケート調査を行う考えでございます。無料耐震診断を知っているか、耐震改修が必要でも工事をするつもりがないのは何故かなど、現状を把握した上で「お金がかかっても耐震化しよう」という気持ちになるような宣伝や住宅耐震化の促進に繋がる、効率的、効果的な方策を検討していきたいと考えております。

次に、議員ご提案の「低コスト工法による部分的な耐震改修」につきましては、建物全体の改修工事より安価で確かに手が出しやすく市販の耐震シェルターを設置するよりも良い方法だと思います。ただ、低コスト耐震補強工法については、現時点では情報が不足しております。岐阜県が実施している「耐震改修施工業者向け講習会」では、低コストを重視したものではないことから、県内ではまだあまり普及していないのかもしれませんが。

NHKの番組は私も視聴いたしました。番組では高知県のある自治体の取り組みとして低コスト工法を紹介しておりました。この取り組みは低コスト工法の講習会を実施し、大工さんに耐震改修の技術を身につけてもらうところから始まっております。その工法は柱に金具を取り付けて、土壁はそのまま壁面に板を貼ることで壁の強度を上げるというもので、土壁を撤去しないので工事費用が安くできるようであります。少ない自己負担で施工できるため実施する人も多く、町の工務店と連携して推進することで耐震化率も伸びていることも紹介しておりました。専任職員の配置や関係団体との推進体制の構築など一朝一夕でできるものではありませんが、成功事例として参考にしたいと思います。以上、答弁といたします。

## 議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 伊佐治優君。)

## 3 番

ありがとうございました。耐震工事、確かに丸々ですとかなりの金額になるということで、確かに質問にも書きましたけど、本当に躊躇されると思います。先ほど言いまし

たように関係団体さんと低コストについてですね、町の各機関ごとという言い方はおかしいですけど、部署を超えてですね、関係課とよくご相談をされ、または、そこから発生するそれぞれの今の大工さんじゃないですけども集めていただいて、よりよく抵コストの方法を検討していただいて、家全体でなくても、本当にひと部屋でいいと思いますけど耐震工事ができるような形と、全てお金が絡んでくるので、なかなかつらいところはあるんですけど、できれば今の改修費用につきまして、1部屋ですとそんなにかからないと思いますけど、その辺でできれば上げていただきたいと思う。その方法についても県や国に要望をしていくとか、我々も当然要望活動の中でやっていかないかんと思いますけど、できればひと部屋の耐震化について今ある補助額から若干って言い方変ですけど、工法によっていろいろなんですけど、ちょっと上乘せができないかなというふうに思いますがそんな展望はどうでしょうか。

#### 議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君。)

#### 総務課長

まず国、県への要望は考えておりまして、今も自己負担がネックになっているということを先ほど申し上げましたが、自己負担ができるだけかからないようなことを要望していきたいということと、それから議員おっしゃられるように、できるだけ安い工法であれば、工費も抑えられますので、そういった方法を普及してもらうようにということも必要かなということは考えております。

行政だけでなくまた大工さんというか業界の方も関心を持っていただかなくてはいけないので、そういったことについても考えていきたいとは思っております。

#### 議 長

只今、答弁がおわりましたが、ここで、午前11時10分まで休憩いたします。

(午前11時00分)

#### 議 長

再開します。

(午前11時10分)

#### 議 長

それでは、3番 伊佐治優君の質問を求めます。

(3番 伊佐治優君。)

#### 3 番

それでは次でございますけども、白川町のハザードマップを見ますと、土砂災害特別警戒区域、通称レッドゾーンや土砂災害警戒区域、イエローゾーンが多く点在しております。

このレッドゾーン内で住宅を建築する場合、構造上の規制がありまして建築の許可が必

要になりますし、構造上コンクリートの壁などが必要になってくるようでございます。

また、河川の氾濫区域を示すL1・L2想定区域に係る土地についても住宅地としては危険であると考えられますが、そんな区域の住宅地の固定資産税でございますけども、その他の安全な区域と比較して若干評価を下げてでもいいのではないかと思いますけども、これについて白川町ではどのようにお考えかお尋ねをいたします。

## 議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。町民課長。

(町民課長 長尾茂気君。)

## 町民課長

3番伊佐治議員のご質問に対し、土砂災害警戒区域と河川氾濫区域の土地評価について答弁させていただきます。

ご質問にありました、土砂災害特別警戒区域、通称レッドゾーンや土砂災害警戒区域、通称イエローゾーンについてですが、最新では令和5年3月に白川町のハザードマップが更新されまして、昨年度、各家庭にも配布されたところです。その白川町洪水土砂災害ハザードマップとして洪水に関する情報も追加されております。このマップは、県のホームページにもありますが、町のホームページ上にも自治会ごとにマップが掲載されておりますので、それをスマートフォン等でご覧いただくこともできるようになっております。

このハザードマップ上にはレッドゾーンやイエローゾーンが示されており、本町には非常に多くの警戒区域が存在している状況です。この警戒区域のうち、特別警戒区域のレッドゾーンにつきましては、議員ご指摘の通り、居室を有する建築物につきましては、建築確認や構造規制等が適用され、建築の際土砂災害を防止、軽減するための構造物を設置しなければならない場合があります。対してイエローゾーンについては、このような規制はない状況であります。

このようにレッドゾーンの宅地については、利用について利用制限があることから、一定の減額というか減価が生ずるとされまして、固定資産評価基準の中でも土砂災害特別警戒区域内の宅地については、評価額を減価補正することとなっており、白川町では概ね30%の減価補正を適用しております。

以上申しました通り、固定資産税の土地評価については、法規制等によりまして利用制限のある土地について評価基準に基づき、評価の補正を実施しているところであります。

対しまして、河川の氾濫区域を表しますL1、L2想定区域についてですが、こちらはL1の区域を水害危険情報図、先程のハザードマップでいう水害危険情報図の計画規模、L2の区域を水害危険情報図、想定最大規模として、洪水土砂災害ハザードマップでは想定最大規模の情報図が載せてあります。

この地図上で、のピンク色と薄ピンク色とで対象地を表していますが、このような河川の氾濫想定区域である土地につき対しましては、河川を除いて特段の法規制がないこと、また、固定資産税評価基準にそのような定めもないことから、当該土地の固定資産税評価額の原価は考えていない状況です。

議員が懸念されています。安全な土地と比較して危険性が全くないとは言えませんが、固定資産税の土地評価といたしましては、国の定める評価基準に沿っており、評価を下げる事はできないと考えております。

以上、ご理解をよろしくお願いいたします。

**議 長**

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3 番 伊佐治優君。)

**3 番**

ありがとうございました。レッドゾーンについては30%の減額というか補正があるよってというのはわかりましたが、それについてですね、今のハザードマップを見て、自分の所で調べればってというのは思いますけども、今の補正がかかっているよってというのが、その人はその人って言い方は変ですけど、町民の方にわかるようにっていうことは、何かできているのかなということについてはどうでしょうか。

**議 長**

質問が終わりました。答弁を求めます。町民課長。

(町民課長 長尾茂気君。)

**町民課長**

はい、固定資産税の課税については、4月固定資産税の納税通知書を送る際に、課税明細書というものが入っておりまして、ひとつひとつ評価額や課税標準額が載っております。しかし、そこにはそういった減価の評価補正の内容は載っておりません。もし、ご自分の所の土地が、土砂災害警戒区域でレッドゾーンに入っており補正がされてるか確認したいということでありましたら、土地所有者の方が所在の地番を役場町民課税務係の方に出向いて、申し出ていただければお調べしてお答えすることができます。また、ふれあいセンターでは役場の町民課の方に確認してのご回答となりますため、少々時間がかかることとなりますが、それでも対応できると思いますので、来庁いただいて確認していただくことはできると思います。

**議 長**

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3 番 伊佐治優君。)

**3 番**

了解しました。何にしても、窓口というか税務課の方へ申請するということで分かる

という事ですので、その件はわかりましたが、今のレッドゾーンもイエローゾーンもですが、例えば急傾斜の工事をやるとか砂防工事をやるとか対策をたてた所については、レッドゾーンとかイエローゾーンの区域は外せるのかどうかとちょっと思うんですけども。なかなか答えづらいところだと思いますけど、もしわかれば答えていただけませんかでしょうか。

**議 長**

質問が終わりました。答弁を求めます。町民課長。

(町民課長 長尾茂気君。)

**町民課長**

はいこの土砂災害警戒区域においてその対策工事等が行われまして、その工事により警戒区域が解消された場合ということになりますが、そうなった場合は、土砂災害の警戒区域は指定を岐阜県の方で行っておりますので、県の方でそういった土地を指定の解除がされれば、それが告示されるようでございます。もし対象から外れた場合は、県との連絡を取りながら、解除された場合は土地の評価については、元に戻すこととなりますのでお願いいたします。

**議 長**

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 伊佐治優君。)

**3 番**

ないです。ありがとうございました。

**議 長**

3番 伊佐治優君の質問を終わります。

次に、4番 三戸勝徳君。

**4 番**

それでは議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は地域学校協働活動について質問をいたします。地域学校協働活動とは、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTAや民間企業、NPO団体など幅広い住民の参画を得て、地域全体で子ども達の学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域作りを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動であります。子どもの成長軸として考え、学びながら地域に対する思いを根っこに持つ郷土愛の育成。地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民の繋がりを深め、自立した地域社会の基盤の構築、活性化を図る地域作りを推進し、地域の創生にも繋がっていくことが期待されます。

例えば、子ども達が地域の中でふるさと学習を行ったり、地域住民とともに、地域課題の解決に携わったり、地域の行事に参画してともに地域作りに関わるといった活動が

挙げられます。こうした活動を推進するためには、地域と学校のコーディネート機能を充実させ、多様な活動を安定的に、かつ継続的に実施していく必要がありますが、それを担うのが地域と学校の橋渡し役として、教育委員会が委嘱している地域学校協働活動推進員です。その役割として、地域と学校との連絡調整、情報の共有、活動の企画、調整、運営、地域住民への呼びかけなどが挙げられます。人口減少、少子高齢化により、様々な課題を抱える中で、地域コミュニティの活性化、地域力の向上、高齢者の生きがい作り、企業等のPR、教員の負担軽減などにも資する地域学校協働活動は学校を核とした地域作りそのものであると確信をし、今後のあり方について3点質問をさせていただきます。

1点目としまして、地域により違いはあると思いますが、地域学校協働活動推進員にはどのような立場の方を委嘱されてみえるのか、また、町内各地区における活動の実情についてでも、お聞かせください。

#### 議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴村雅史君。)

#### 教育長

4番三戸議員の地域学校協働活動についてお答えをいたします。

議員がおっしゃるように、地域学校協働活動推進員には、地域と学校の連絡調整や情報共有、活動の企画等、地域と学校の橋渡しの役を担っていただいています。推進員については、白川町地域学校協働活動事業実施要綱で定めていますが、この運用にあたっては様々な立場の方に推進員を引き受けていただいています。学校や地域の活動に関わりのある方がほとんどで、教育委員会が所管しているということもあり、社会教育委員はどの地域にも全員委嘱をしておりますこの他に、青少年育成などの教育関係者もいます。

続いて、活動の状況は、この各校区のその地域性、歴史、文化などに違いがありますので、活動も様々です。それを包括的に言えばすべての小・中学校でふるさと教育の支援がなされているとなります。また、今年度から全ての小学校区では、放課後子ども教室が行われるようになりました。

特に黒川地区は、他の地区に先駆けて取り組みを始めており、例えば中学生の職場体験、小学生の町探検のコーディネート、地域行事の共催など様々な取り組みがなされ、その様子を昨年の全国公民館大会で発表したり、県の地域学校協働活動ハンドブックに取り上げられたりするということがありました。

以上、答弁とさせていただきます。

#### 議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君。)

#### 4 番

はい、町内各地における活動状況ということですが、何をやらなければいけないとか、あるいはどれだけのものをやらなければいけないとか、そういうことはない訳ですし、ただ今答弁にありましたように、地域性、地域の特性とかですね、文化そういうものもありますから、それぞれに違った活動をしてはしかるべきだというふうに思いますので、この点については再質問ございませんが、推進委員の委嘱という点なんですけども、各地区からの推薦によるものだと、これは思っておりますけども、委嘱後、早い段階で教育委員会から役割等についての研修、勉強会というものが実施されているのでしょうか。

#### 議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴木雅史君。)

#### 教育長

まず、選任に当たっては、先ほどの地域学校協働活動推進事業実施要綱にこのように書いてあります。「地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する地域住民のうちから教育委員会が委嘱する」と、必要があれば地域住民以外の者を委嘱することもできるというふうにしておりまして、細かな基準のようなもの、あるいは定数とかそういうものはありません。したがって、過去振り返りますと全く何もない状態からこういったものを立ち上げてきた訳でして、それをどうやってやってきたかといいますと、教育委員会からその識見のある方こういった方をお願いして、活動を始めてもらいながら徐々に広げていくというような方法をとってきました。中でも黒川地区ではモデル的に初めてもらった時には、教育委員会職員がそのリーダーシップをとっているということです。

推進委員になられてからは、県の研修会と連動しながら、地域学校協働活動の研修会に参加をしてもらうというようなことをやっております。ただ、この間、過去コロナとかありまして、なかなか順調には行きませんでしたけども、そういった機会を通して研修を受けていただくようなことを続けております。以上答弁とします。

#### 議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君。)

#### 4 番

はい、私自身のことなんですけども、長く青少年育成の方に携わっておりまして、その時にですね、やはりその間なんですけどもね、新年度になると新しい推進員さんがお見えになる訳なんですけども、多くの方が「何をしたいのかわからない」というような言葉を



言われていました。また、任期2年という中で、継続してやられる方もあるんですけども、やはり2年で交代される方が多かったんですが、これまた多くの方が「ほとんど活動ができなかった」というような声を聞いてきました。このことについては、私自身もですね、会長という立場でいた中で、非常に責任を感じておりまして、改革をしなきゃいけないってことも思いましたが、それもできずに役から離れてしまったというようところが現状なんですけども、今現在がどうかってというのはわかりませんので、当時のことなんですけども、そういうことを考えますと、やはり、いわゆる地域学校協働活動の推進員さんもですね、委嘱をされても何をやっていいのかちょっとわからないような状態でスタートしているということで、私はですね、やはり教育委員会が主導してですね、役割・使命というものをですね、せめてその辺のところだけでもしっかりと認識をしていただくという勉強会等をですね、委嘱後早急にやられて、そして地域に戻ってしっかりとそのことを頭に入れた状態で活動してもらうということが必要ではないかなというふうに思っておりますので、この点にではぜひ実行していただきたいなというふうに思っております。

また、もう1点なんですけども、各地区において、やはり社会教育委員さんが中心に担ってみえるというところなんですけども、例えばなんですけど、社会教育委員さんが代わられると、推進委員の方も変わってしまうと、いわゆる新しい社会教育委員さんにバトンタッチをして変わってしまうというようなことはないでしょうか。

## 議 長

再質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

（教育長 鈴村雅史君。）

## 教育長

先ほどから言っておりますが、地域学校協働活動推進事業実施要綱の後半部分には、地域学校協働活動統括本部というものを組織して、町全体の情報交流とか、情報交換をしながらどのような活動をするかというふうなそういうような仕組みも、制度上作っておりますけどもちょっと弱いところを指摘しているなというふうに私は今思っております。今後そこを充実していきたいというふうに考えております。

2つ目の社会教育費に関することは今と若干関係しますけども、地域学校協働活動というのは、もう1つ学校運営協議会制度とタイアップして一体的に進めるということが、平成29年、30年の頃から言われてきておりまして、白川町では学校運営協議会の委員にも社会教育委員さんの一部は参加してもらっております。ですから、キーパーソンは社会教育委員さんとして、その方が学校運営協議会にも参加し、また、地域学校協働活動の推進員としても働いていただいているような仕組みをとっています。社会教育委員ですから社会教育委員の会議は定期的に行っておりますので、そういう場でこういった地域学校協働活動についても、交流はしておりますが全員を集めてとかはまだ十分で

きてないなということです。

社会教育委員も任期がありますので、あの交代はあります。現状、社会教育委員を終わられても推進員に残っていらっしゃる方もいますので、あの議員が指摘されているようなことについては皆さんも今自覚をして、推進員としてはまだ残っていくような動きはできていると認識しております。以上答弁とします。

**議 長**

答弁が終わりました。再質問ありますか。

（４番 三戸勝徳君。）

**４ 番**

社会教育委員など、その役を降りてもですね、推進として継続していくということ。あるいは新しい推進を育ててから退任するというようなことが理想だと思います。こうした点も含め、共通認識として捉えていくことも、この後の２点目の質問に関連していきますので、次に、行きます２点目といたしまして地域学校協働活動、その活動内容は現時点で地域差があると思われませんが、今後、全町的にさらに推し進めていくためには何が必要不可欠だと思われるでしょうか。

**議 長**

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

（教育長 鈴木雅史君。）

**教育長**

お答えします。

地域学校協働活動自体まだまだ多くの人に理解とか、あるいは周知ができていないとは思っております。今後さらに活動のPR等を行う必要あるかと思います。

そして先ほどの質問とも少し重なりますけども、例えば学校を核とした地域作りという言葉がありますけど、これは一体どういうことなのか、わかりやすく理解してもらえるような説明が大事だと思っております。合わせて有識者とか、技術保持者、あるいは協力者、世話をしてくださる方など、この活動に関わる人材の発掘と、持続可能な組織体制を作っていかなければなりません。白川町が地域学校協働活動事業実施要綱に基づいてその体制を作っておりますが、充実すべき点もあるという反省を踏まえて今後の取り組みを考えていきます。これは先ほども少し述べました。また、今後を考えるにあたって、地域学校協働活動に対するこれまでの経緯を簡単に説明します。

地域学校協働活動は平成２９年の社会教育法の改正により位置づけられました。当時、白川町内の学校はどの学校もふるさと教育と称して、地域の協力を得ながら、量的にも質的にも大変充実した活動を行っていましたので、地域学校協働活動という言葉が出た時に、また何か新しい活動を行うのかというような、ちょっとした負担感とか、あるいは警戒心のようなものがあつたと思います。ただし、その頃、ふるさと教育の進め方は

学校の担当者がそれぞれ地域の方に協力を直接お願いするという方法だったため、教員はかなりそのことが多忙でした。また、教員の人事異動によって、その担当が異動することによってややもすると空白が生じるようなこともありました。これが地域学校協働活動推進員という人がコーディネートしてくださるということで、むしろこの負担が減るということに、学校も気づき始めています。更に、放課後スクールバスが出るまでに教員が子どもについていると、理解が深まるという良さもありますが、その時間は会議とか教材研究はできません。そこで放課後の子ども教室として地域の方々が見守ってくだされば、教員は会議や教材研究ができるようになってきました。このように、地域学校協働活動推進が位置づくということで、ふるさと教育の支援とか、放課後の見守り活動などがスムーズにできるようになってきました。今はこの段階まで来ました。今後何が必要かという、それは地域学校協働活動を通して、人と人が繋がり、子どもも大人も生涯学び続けることの大切さを自覚するということと考えています。

地域の方が持っている知識や技能が子どもに伝わるということはもちろんですが、大人になっても学んでいるんだよという姿勢が、子どもにも同時に伝わることも大事です。そして地域が協働活動を通して、それに関わる大人同士も繋がっていくということが、学校を核とした地域作りであるという認識に立つことが不可欠です。何のために、何を目指して地域学校協働活動なのかを共通認識することが必要不可欠です。

学校の負担を減らすとか、地域にやっていただくといったレベルから、生涯学び続ける力をつけて、地域コミュニティを基盤としたウェルビーイングの向上に資する地域学校協働活動を目指していきます。

以上、答弁とさせていただきます。

## 議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4 番 三戸勝徳君。)

## 4 番

はい私自身黒川地区で推進員として活動しておりますけども、いろんな活動実績を紹介してですね、広報誌というほどではないですが、チラシ形式にしまして、年2回、全黒川地区の全戸に配布をさせてもらっております。それだけのことをやってもですね、やはり幅広い理解とか周知はまだ得られていないというのが現状であります。そうしたことも含めてですね、やはり先ほどの教育長の答弁の中で、いわゆる共通認識をすることが必要不可欠というふうに言われました。私もですね、今欠けていることは何だっというふうに思うと、やはりこの共通認識だと思うんです。特に推進員間ですね、町内の各地区に見える推進員さんの共通認識というものはやはり特に欠けているんじゃないかなというようなことを思います。3年間ほど前に質問させていただいたところでもあるんですが、年に2、3回はですね町内各地区の推進員が集まり、情報交換をし、

共通認識を持って活動に繋げていくことが必要であるというふうに提案をさせていただきました。なかなかできていないのが現状なのかなというふうに思います。これはコロナ禍だということもありましたので、そうなんです、例えば昨年でも1回しか開催されなくて、出席者も非常に少なかったというところであります町全体でのですねそうした情報を共有したものを、しっかりと地区に戻って、それを欠席されていた推進員さんに伝えているのかどうかという疑問も残りますけども、その辺はよくわからないところですけども、やはりそうしたことを考えた時にはですね、講習会での受講とか、あるいは研修会への参加、そういったことも含めてね、もう少しそういう機会を持って、この共通認識をするということに努めていただけるようにしていただきたいと思いますと思いますが、このあたりについてはどのようにお考えでしょうか。

**議 長**

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴木雅史君。)

**教育長**

議員おっしゃる通りでありまして、先ほども言いましたが統括本部という仕組みを作っていますが、現実にはちょっとそこは弱いなと思います。ただ、社会教育委員の会議をやっている、社会教育委員の場では必ずこれは話題になっていますので、統括本部と社会教育委員がかぶっている方もたくさんあるものですから。社会教育委員会の方で今まではやってきたというのが現状です。改めて地域学校協働活動の統括本部という仕組みを作っておりますので、推進員が集まってくる会議を必ず開催をして共通認識の定着に努力したいと思います。

**議 長**

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君。)

**4 番**

ぜひですね、そうした機会を積極的に設けていただくようお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

最後のところですが3点目といたしまして、少子化が一層進むと、学校統合は避けて通れない中で当然将来学校がなくなる地域もあります。学校は地域の核ととらえると、地域コミュニティへの影響も考えられ、同時に地域学校協働活動に支障が生じるようなことも考えられると思いますが、どのような認識をお持ちでしょうか。

**議 長**

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴木雅史君。)

**教育長**

お答えします。

本町では既に令和2年4月に白川小と白川北小が統合し、さらに令和4年4月には白川中と佐見中が統合しています。したがって、旧白川小学校区と旧佐見中学校区では、その地域から学校がなくなった訳です。地域から見れば、学校がなくなったことへの寂しさとか、登下校の子どもの姿が見られないということの寂しさがありました。しかし、新しい白川小学校では、それまで2つの学校が大切にしてきた「読書」、もう1つが「歯と口の健康づくり」の活動を、保護者や地域の協力を得ながら、継続をしています。

令和2年の頃は本町では地域学校協働活動という用語は使っていませんでしたが、内容的には地域学校協働活動と言って申し分ないです。

また、新しい白川中学校では、統合を機に「切井の杵ふり踊り」、「白川の白山神社や野原城址」、「佐見の地歌舞伎」など、地域の歴史とか文化を教材化して教育活動を展開しています。それぞれの地域の方が講師になって、子ども達に教えてくださっています。これらは、私が白川中学校に勤めていた頃には行っていなかった取り組みです。さらに今年度、白川中学校でも「満蒙開拓団」の歴史等について黒川の方を講師に学ぶという計画をしております。

このように学校統合する場合には、両校の歴史や伝統を引き継ぎ、地域学校協働活動も、統合によってアップデートすると、リニューアルしていくということで、学校は地域の核という存在を保つことができると考えています。

統合によってそこにあった学校がなくなったことにより、ひょっとすると、地域学校協働活動ができないと考えがちですが、そうではなくて、統合した新しい学校が我々の学校、地域の学校という理解に立っていただき、これまで同様協力をお願いしたいです。

以上答弁いたします。

## 議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君。)

## 4 番

答弁の内容はよく理解できるんですけども、白川小学校と白川北小学校、そして白川中学校と佐見中学校が統合しましたが、現在町内5地区を見たところに学校のない地区はない訳ですよ。中学校あるいは小学校は存在しているわけですけども、これをですね近い将来、ある予定では令和9年4月になりますけども、現在の白川小学校と蘇原小学校が統合し、河岐での新しい校舎に移ることで、これ黒川小と佐見小は残すという方針を考えますと、白川北地区と蘇原地区には完全に学校がなくなってしまう訳です。そのために、地域住民の交流の場としての役割、本来学校が地域に対して担うべき役割が機能しなくなるといったことは考えられないでしょうか。

## 議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴木雅史君。)

## 教育長

お答えします。

学校の地域における役割の例として、今の質問にふさわしいかどうかの判断はちょっと難しいと思いますが、白川小と白川北小が統合して白川小となった時の1つの例を紹介します。

秋の公民館まつりがあります。町内5小学校があった時は、大体その公民まつりには小学校3、4年生の子が、町の音楽会で発表したものを各地域の公民館まつりでも発表するというような、そういうプログラムがずっと仕組みれておりました。ところが新しい白川小学校、つまり旧白北小の校舎になりましたけども、公民館は2つ残っている訳ですよね。そうすると公民館まつりをやるときに、新しい白川小学校の3、4年生は、白川地区の公民館まつりも行って発表する。白川北地区の公民館まつりも行って発表する。音楽の発表だったもんですから、その地区の子だけで行くという訳にはいかないので、両方行くということになるのかなというようなことでどうするかと考えているうちに、実はコロナになってしまったので、行事が出来なくなりました。その間に、公民館まつりを地域の方で見直しをされました。特に両方ともそうですが、企画とか運営を再構成されて、公民館まつりをやっておられます。

つまり、小学生3、4年生の力を借りるんじゃなくて、自分達でもう1回まつりを見直してみようということで、秋のそういったまつりにずっと行っていた小学校3、4年生は行かなくなった訳ですけども、新しい公民館まつりを作られた訳ですね。そこに携わってくださった方は大変やったと思います。ずっと同じような形で続いてきた公民館まつりはこれを機会に見直して、新しい形の公民館まつりを作り出されたということで、役員の方も大変たんやと思うし、何回も足は運ばれたと思いますが、私はそれが地域の力だと思います。だからそのそこにあった学校がなくなったら全てなくなるという考え方ではなくて、それはないと思いますけど、学校がそうなった時は、地域はどうやってやっていくかと、こうやって一緒に考えていくということが大変大事なことじゃないかと思いますので、そういったご理解をいただければいいなと思っております。以上です。

## 議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君。)

## 4 番

はい、確かにその部分はですねその通りであると思います。地域に学校がなくてもで

すね、以前から取り組んでいる地域行事への参画であったり、その地域に住む子ども達との関わりは、変わらない訳ですけども、ただですね、学校を核にしてですね、その地域全体を学びの場と捉えた時には、特に高齢者でですね、遠くへの移動が困難な方にとっては近くに学校があるからこそ、出向くことができ、そしてある時は地域の先生としてとかですね、子ども達と触れ合いたいからといって学校へ行かれる訳ですけども、そうしたことがですね、できないとまでは言わないですけども、できにくくなってしまうということがあります。これはある意味致し方ない点でもあるかとは思うんですけども、高齢者の生きがいくくり、という点ではマイナス要素であり、また地域コミュニティに対して負の効果をもたらさないかということも心配でありますけども、この点についてはどうお考えでしょうか。

## 議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴木雅史君。)

## 教育長

お答えします。

議員のおっしゃる通り、学校が統合すれば、地域によっては学校が非常に遠い所に我らの学校があるということになってきますので、特に高齢者の方から見れば非常に物理的に距離が遠いなというようなことになるかと思えます。おっしゃる通りだと思います。今まで通りの地域学校協働活動ではなくて先ほどからリニューアルとか再構成と言ってますけども、新しい学校での地域学校協働活動を開発していくということで、物理的に広がるのは、統合の場合はやむを得ないことです。

先ほど2番目の質問の時にも少しお答えしましたが、高齢者あるいは地域の方の学校に対するその意欲っていうものは距離が近い遠いもあると思いますけども、私はその学校の子ども達、先生、学校の活動が、その地域の自分達とどう関わっているかというところが大事かと思えます。関わりを作るとか、人と人との繋がりを作るってことが、地域の活性化になると思いますので、そうすると、学校の活動を地域の人と一緒に考えて、新たに作り出していくことが必要だというふうに思います。

佐見中学校がなくなった時に、佐見小学校だけになりました。それまで「佐見小中合同運動会」というのを11年間やってきたんですね、そしてある機会に佐見中学校はもうないために運動会は小学生だけになった訳ですね、どういう運動会にするかという時に、学校とPTAとか学校運営協議会とか、地域協働活動の推進員の方といろいろとそれこそ熟議をされながら、「ふるさと佐見大運動会」という形をとられましたね。そして、その中身をリニューアルすることによって、それまでは保護者が中心の参加が多かったと思うんですけど、そうじゃなくて、佐見地域の方が大勢参加をされようになりましたし、種目には地域の種目も入ってきました。さらに、「自分の孫が佐見におるでち

よっと来たわ」というふうにして、佐見地区外からも、あるいは町外からも集まってきておられたので、佐見の子どもの数は少ないですけども、その何倍も何十倍の方が応援に来られたということで、地域学校協働活動を通して自分がその学校にどういう関わりがあるのかというそういう意識を持ってもらうように仕組んでいくっていうかね、仕組む時に学校だけじゃなくて、みんなで話し合って、どういう活動をやると、自分と関わりがあるのかなっていう意識に立ってもらえるかというようなことをやっていくと、あの考え出すのは大変難しいんですけど、それをやっていかないと、人口減少する社会の中で自立していき、そして続けていくことはできないので、常に改変していくという姿勢でこれもやっていく必要があるかと思います。

以上答弁といたします。

#### 議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

（４番 三戸勝徳君。）

#### ４ 番

はい、常に先ほど言われたようなアップデートといいますか、そういうことをしながらですね、より良い活動に繋げていくということが賢明なのかなというふうには思います。一方で推進員という立場から見ますと、それぞれ推進員もですね、仕事を持っている方が多く見えますけども忙しい中であっても学校が近くにあるからこそ学校へ出向いて、そして、先生方とですねしっかりと対面していろいろ話をし、相談をし、情報共有をしながら何をやっていけばいいかっていうことを話し合ってくる訳ですけども、学校がやはり遠くなるということで、なかなか仕事の途中にちょっと行ったりとかですね、そういうことも若干困難になるかなということも感じます。また、更にですね、先ほどの高齢者のことともちょっと繋がっていくんですけども、地域の講師として出向いていただける方を探すのも少し困難になってくるというようなこともあると思います。そうしたことも推進員の意欲の低下に繋がってですね、ひいては地域学校協働活動に支障が生じないか、この辺も心配しておるところですがこの点についてはいかがお考えでしょうか。

#### 議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

（教育長 鈴木雅史君。）

#### 教育長

今のことについては、先ほどの答弁とも若干重なるかなと思いますけども、確かに学校が遠くなるってことのいわゆるデメリットを指摘されているかというふうに思いますが、距離と推進意欲は、あのイコールなところもあるかもしれませんが、それだけじゃなくて、やっぱり自分がこの学校にどういうふうな関わりを持っているかという、そ



ういうふうな認識に立つてもらうことが一番大事でして、その関わりとか、繋がりを作るような活動を考えていくと、ずっとやってきたものも大事にしながらも、そこに大事なものは、人と人との関わりであり、子どもに対して推進、あるいはサポーター、いろんな方が子どもに対していろいろ伝えると同時に子どももその方から学んでいくという、そこが大事なので、こういった活動をする、そういった繋がりができるかっていうのをやっていくことが一番のポイントだと思いますね、それが距離の遠さをどの程度カバーできるかは難しいものもあると思いますけども、一番大事なところを押さえながら進めて推進していきたいなと思います。いじょうです。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4 番 三戸勝徳君。)

4 番

はい、今回ですね、こうした質問をさせていただきましたのは、冒頭でも申しましたように、地域学校協働活動はその活動を通して様々な効果を生み出す中で、地域住民の繋がりを深めたり、あるいは地域づくりにも波及していく大切な活動であるというふうに認識しておるからです。

少子化でいずれ、地域に学校がなくなったとしても、今のうちにその活動をしっかり行っていくことで、地域が抱える問題や課題に、住民が関心を持って、そして、ひいては防犯防災などに対する意識も高まり、安心安全なまちづくりにも繋がっていくというふうに考えたからであります。

今後全ての地区において、地域学校協働活動が活発に展開されることを願い、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議 長

4 番 三戸勝徳君の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

議 長

ここで、午後 1 時 0 0 分まで休憩します。

(午前 1 1 時 5 8 分)

議 長

再開します。

(午後 1 時 0 0 分)

◇日程第 5

承第 4 号 専決処分した事件の承認について

専第 2 号 令和 5 年度白川町一般会計補正予算 (第 1 1 号)

議 長

日程第 5 承第 4 号「専決処分した事件の承認について」、専第 2 号「令和 5 年度白川町一般会計補正予算 (第 1 1 号)」を議題とします。

報告を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君 登壇)

**総務課長**

承第4号「専決処分した事件の承認について」、専第2号「令和5年度白川町一般会計補正予算(第11号)」議案及び提案説明を朗読し、説明した。

**議 長**

報告が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

**議 長**

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

**議 長**

討論を終わります。採決します。

承第4号を報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議 長**

ご異議なしと認めます。

よって、承第4号「専決処分した事件の承認について」、専第2号「令和5年度白川町一般会計補正予算(第11号)」は、原案のとおり可決しました。

**◇日程第6**

承第5号 専決処分した事件の承認について

専第3号 白川町税条例の一部を改正する条例について

**議 長**

日程第6 承第5号「専決処分した事件の承認について」、専第3号「白川町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

報告を求めます。町民課長。

(町民課長 長尾茂気君 登壇)

**町民課長**

承第5号「専決処分した事件の承認について」、専第3号「白川町税条例の一部を改正する条例について」議案及び提案説明を朗読し、説明した。

**議 長**

報告が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

**議 長**

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

**議 長**

討論を終わります。採決します。

承第5号を報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議 長**

ご異議なしと認めます。

よって、承第5号「専決処分した事件の承認について」、専第3号「白川町税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

#### ◇日程第7

承第6号 専決処分した事件の承認について

専第4号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う白川町固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

**議 長**

日程第7 承第6号「専決処分した事件の承認について」、専第4号「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う白川町固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

報告を求めます。町民課長。

（町民課長 長尾茂気君 登壇）

**町民課長**

承第6号「専決処分した事件の承認について」、専第4号「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う白川町固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」議案及び提案説明を朗読し、説明した。

**議 長**

報告が終わりました。質疑を許します。

（「なし」の声あり）

**議 長**

質疑を終わります。討論を行います。

（「賛成」の声あり）

**議 長**

討論を終わります。採決します。

承第6号を報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議 長**

ご異議なしと認めます。

よって、承第6号「専決処分した事件の承認について」、専第4号「過疎地域の持続

的發展の支援に関する特別措置法の施行に伴う白川町固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

#### ◇日程第8

承第7号 専決処分した事件の承認について

専第5号 白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

#### 議 長

日程第8 承第7号「専決処分した事件の承認について」、専第5号「白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

報告を求めます。町民課長。

(町民課長 長尾茂気君 登壇)

#### 町民課長

承第7号「専決処分した事件の承認について」、専第5号「白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」議案及び提案説明を朗読し、説明した。

#### 議 長

報告が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

#### 議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

#### 議 長

討論を終わります。採決します。

承第7号を報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### 議 長

ご異議なしと認めます。

よって、承第7号「専決処分した事件の承認について」、専第5号「白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

#### ◇日程第9

承第8号 専決処分した事件の承認について

専第6号 白川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について

#### 議 長

日程第9 承第8号「専決処分した事件の承認について」、専第6号「白川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について」を議題とします。

報告を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 長尾ひろみ君 登壇)

#### 保健福祉課長

承第8号「専決処分した事件の承認について」、専第6号「白川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について」議案及び提案説明を朗読し、説明した。

#### 議 長

報告が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

#### 議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

#### 議 長

討論を終わります。採決します。

承第8号を報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### 議 長

ご異議なしと認めます。

よって、承第8号「専決処分した事件の承認について」、専第6号「白川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について」は、原案のとおり可決しました。

#### ◇日程第10

承第9号 専決処分した事件の承認について

専第7号 白川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について

#### 議 長

日程第10 承第9号「専決処分した事件の承認について」、専第7号「白川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について」を議題とします。

報告を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 長尾ひろみ君 登壇)

#### 保健福祉課長

承第9号「専決処分した事件の承認について」、専第7号「白川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について」議案及び提

案説明を朗読し、説明した。

**議 長**

報告が終わりました。質疑を許します。

（「なし」の声あり）

**議 長**

質疑を終わります。討論を行います。

（「賛成」の声あり）

**議 長**

討論を終わります。採決します。

承第9号を報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議 長**

ご異議なしと認めます。

よって、承第9号「専決処分した事件の承認について」、専第7号「白川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について」は、原案のとおり可決しました。

#### ◇日程第11

承第10号 専決処分した事件の承認について

専第 8号 白川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について

**議 長**

日程第11 承第10号「専決処分した事件の承認について」、専第8号「白川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について」を議題とします。

報告を求めます。保健福祉課長。

（保健福祉課長 長尾ひろみ君 登壇）

**保健福祉課長**

承第10号「専決処分した事件の承認について」、専第8号「白川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について」議案及び提案説明を朗読し、説明した。

**議 長**

報告が終わりました。質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

（「賛成」の声あり）

議 長

討論を終わります。採決します。

承第10号を報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、承第10号「専決処分した事件の承認について」、専第8号「白川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について」は、原案のとおり可決しました。

#### ◇日程第12

承第11号 専決処分した事件の承認について

専第 9号 白川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について

議 長

日程第12 承第11号「専決処分した事件の承認について」、専第9号「白川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について」を議題とします。

報告を求めます。保健福祉課長。

（保健福祉課長 長尾ひろみ君 登壇）

保健福祉課長

承第11号「専決処分した事件の承認について」、専第9号「白川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について」議案及び提案説明を朗読し、説明した。

議 長

報告が終わりました。質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

（「賛成」の声あり）

**議 長**

討論を終わります。採決します。

承第１１号を報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議 長**

ご異議なしと認めます。

よって、承第１１号「専決処分した事件の承認について」、専第９号「白川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について」は、原案のとおり可決しました。

#### ◇日程第１３

議第２１号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について

**議 長**

日程第１３、議第２１号「岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について」を議題とします。

説明を求めます。保健福祉課長。

（保健福祉課長 長尾ひろみ君 登壇）

**保健福祉課長**

議第２１号「岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について」議案及び提案説明を朗読し、説明した。

**議 長**

説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」の声あり）

**議 長**

質疑を終わります。討論を行います。

（「賛成」の声あり）

**議 長**

討論を終わります。採決します。

議第２１号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議 長**

ご異議なしと認めます。よって、議第２１号「岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について」は、原案のとおり可決しました。



#### ◇日程第１４

議第２２号 町道小倉線橋梁架設工事請負契約の締結について

**議 長**

日程第１４、議第２２号「町道小倉線橋梁架設工事請負契約の締結について」を議題とします。

説明を求めます。建設環境課長。

（建設環境課長 三ツ石克明君 登壇）

**建設環境課長**

議第２２号「町道小倉線橋梁架設工事請負契約の締結について」議案及び提案説明を朗読し、説明した。

**議 長**

説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」の声あり）

**議 長**

質疑を終わります。討論を行います。

（「賛成」の声あり）

**議 長**

討論を終わります。採決します。

議第２２号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議 長**

ご異議なしと認めます。よって、議第２２号「町道小倉線橋梁架設工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決しました。

#### ◇日程第１５

議第２３号 黒川簡易水道柿反中配水池施設改良工事請負契約の締結について

**議 長**

日程第１５、議第２３号「黒川簡易水道柿反中配水池施設改良工事請負契約の締結について」を議題とします。

説明を求めます。建設環境課長。

（建設環境課長 三ツ石克明君 登壇）

**建設環境課長**

議第２３号「黒川簡易水道柿反中配水池施設改良工事請負契約の締結について」議案及び提案説明を朗読し、説明した。

**議 長**

説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」の声あり）

**議 長**

質疑を終わります。討論を行います。

（「賛成」の声あり）

**議 長**

討論を終わります。採決します。

議第２３号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議 長**

ご異議なしと認めます。よって、議第２３号「黒川簡易水道柿反中配水池施設改良工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決しました。

#### ◇日程第１６

議第２４号 財産の取得について

**議 長**

日程第１６、議第２４号「財産の取得について」を議題とします。

説明を求めます。教育課長。

（教育課長 大岩裕樹君 登壇）

**教育課長**

議第２４号「財産の取得について」議案及び提案説明を朗読し、説明した。

**議 長**

説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」の声あり）

**議 長**

質疑を終わります。討論を行います。

（「賛成」の声あり）

**議 長**

討論を終わります。採決します。

議第２４号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議 長**

ご異議なしと認めます。よって、議第２４号「財産の取得について」は、原案のとおり可決しました。

#### ◇日程第１７

議第２５号 財産の取得について

**議 長**

日程第１７、議第２５号「財産の取得について」を議題とします。

説明を求めます。教育課長。

（教育課長 大岩裕樹君 登壇）

**教育課長**

議第２５号「財産の取得について」議案及び提案説明を朗読し、説明した。

**議 長**

説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」の声あり）

**議 長**

質疑を終わります。討論を行います。

（「賛成」の声あり）

**議 長**

討論を終わります。採決します。

議第２５号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議 長**

ご異議なしと認めます。よって、議第２５号「財産の取得について」は、原案のとおり可決しました。

**議 長**

◇日程第１８

議第２６号 令和６年度白川町一般会計補正予算（第１号）

議第２７号 令和６年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

**議 長**

日程第１８ 議第２６号「令和６年度白川町一般会計補正予算（第１号）」、議第２７号「令和６年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」、以上２件を一括議題とします。

**議 長**

お諮りします。

本件については、議案の説明を省略し、直ちに予算決算審査常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議 長**

ご異議なしと認めます。よって、予算決算審査常任委員会に付託することに決しました。

**議 長**

お諮りします。

白川町議会会議規則第46条第1項の規定により、委員会審査を6月14日までに終わるよう期限を付したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議 長**

ご異議なしと認めます。よって、審査期限は6月14日とすることに決定しました。

**議 長**

お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議 長**

ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

**議 長**

ただいま決定しましたとおり、本日はこれをもって延会とし、明日14日午後3時から分館大会議室において予算決算審査常任委員会を開催し、その後、本議場において会議を開き、委員長の報告を求めます。

ご苦労さまでした。

(午後1時26分 延会)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員